

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン ダイウトフクシカイ					
法人名	社会福祉法人 大東福祉会					
法人所在地	〒 503-0835					
	岐阜県大垣市東前1丁目79番地					
フリガナ	タニグチ サトシ					
書類作成担当者	谷口 智史					
連絡先	電話番号	0584-82-2800	FAX番号	0584-82-2881	E-mail	daito-@ccom.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

☒ 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☒ 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☐ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	---

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。
※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 賃金改善計画について<共通>

(1) 加算額を上回る賃金改善について

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
 - I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - II 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - III 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	
① 令和 4 年度の加算の見込額		円		円	3,800,748	円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)		円		円	4,204,063	円
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1)	円	(2)	円	(3) 179,515,824	円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】	円	【基準額2】	円	【基準額3】 175,311,761	円
(ア)前年度の賃金の総額	(4)	円	(5)	円	(6) 221,193,873	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7)	円	(8)	円	(9) 35,941,443	円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10)	円	(11)	円	(12) 9,940,669	円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額(介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13)	円	(14)	円	(15) 0	円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円		円	0	円

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・(1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(4)には、介護職員のみ賃金の総額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみ賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同一の数値を記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)～(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

【加算の総額に係る記入上の注意】

- ・(7)～(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。
- ・(10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に従事するすべての職員(介護職員その他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

- ・② ii) (オ)の独自の賃金改善額とは、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったもの)に限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。



(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・(4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

①ベースアップ等加算の見込額／②賃金改善の見込額										別紙様式2-1 2(1)のとおり	
③処遇改善加算の取得状況／④ベースアップ等加算の算定対象月										別紙様式2-4のとおり	
⑤ベースアップ等による賃金改善の見込額等											
i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)		3,196,414		円	(83.73) %	<○	要件				
		2,676,279		円							
		(一月あたり)	446,047	円							
i) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)		1,007,649		円	(72.91) %	<○					
		734,684		円							
		(一月あたり)	122,447	円							
⑥ 賃金改善実施期間										令和 4 年 10 月 ～ 令和 5 年 3 月 (6 か月)	

【記入上の注意】

- ・④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」(1)②の最右欄)と一致すること。

ハ ベースアップ等加算

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	☐ 基本給	☐ 決まって毎月支払われる手当(新設)	☒ 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	☐ 手当(新設)	☐ 手当(既存の増額)	☒ 賞与 ☐ その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 ()			
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。			
	・介護職員に対し処遇改善支援補助金手当を次の通り支給する。 正規職員(リーダー以上)月額10,000円 正規職員(一般)月額7,000円、準職員・パート職員の時給を一律50円増額する。 ・他の職員に対し処遇改善支援補助金手当を次の通り支給する。 正規職員(役職者)月額7,000円 正規職員(一般)月額5,000円、準職員・パート職員の時給を一律30円増額する。 ・一時金を支給する。			
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
(上記取組の開始時期)		令和 4 年 2 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)		
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 ☒ 変更なし				

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)②ii)(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	



以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☒ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☒ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☒ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
☐ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 8 月 17 日 法人名 社会福祉法人 大東福社会

代表者 職名 理事長 氏名 関根 良一

法人名	社会福祉法人 大東福祉会
-----	--------------

ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2 (1)①に転記)	3,800,748
---	-----------

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分	一月あたり介護報酬総単位数 [単位] (a)	1単位あたりの単価 [円] (b)	新規・継続の別	加算率 (1)	(3)ベースアップ等支援加算										(列ごとの合計を「2賃金改善計画について」(4)に転記)				
			都道府県	市区町村								算定対象月 (m)	①介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 (a×b×1×m) [円]	(n-1) ③ i) 介護職員の賃金改善見込額 [円]	(n-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額 [円]	(o-1) ③ ii) その他の職員の賃金改善見込額 [円]	(o-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額 [円]									
1	2	1	7	2	1	0	0	1	4	7	岐阜県	岐阜県	大垣市	ゴールドライフ大東	介護老人福祉施設	加算 I	1,704,554	10.14	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	1,659,276	865,287	722,452	608,572	439,172
2	2	1	7	2	1	0	0	1	4	7	岐阜県	岐阜県	大垣市	大東ショートステイホーム	短期入所生活介護	加算 I	708,176	10.17	新規	1.6%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	691,404	504,687	425,762	72,143	63,288
3	2	1	7	2	1	0	0	2	5	3	岐阜県	岐阜県	大垣市	大東デイサービスセンター	通所介護	加算 I	596,103	10.14	新規	1.1%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	398,934	642,565	537,075	246,315	164,310
4	2	1	7	2	1	0	0	4	1	0	岐阜県	岐阜県	大垣市	大東ホームヘルプサービス	訪問介護	加算 I	87,954	10.21	新規	2.4%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	129,312	75,758	62,283	0	0
5	2	1	7	2	1	0	0	8	3	2	大垣市	岐阜県	大垣市	大東グループホーム	認知症対応型共同生活介護	加算 I	658,765	10.14	新規	2.3%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 (6 ヶ月)	921,822	1,108,117	928,707	80,619	67,914
6	2	1	7	2	1	0	0	1	4	7	岐阜県	岐阜県	大垣市	大東ショートステイホーム	介護予防短期入所生活介護				1.6%	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
7	2	1	7	2	1	0	0	8	3	2	大垣市	岐阜県	大垣市	大東グループホーム	介護予防認知症対応型共同生活介護				2.3%	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
8																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
9																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
10																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
11																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
12																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
13																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
14																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
15																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
16																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
17																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
18																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
19																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						
20																				令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)						